

令和 7 年度伊丹市物価高騰対策支援事業
(バニラ Visa ギフトカード配布管理等業務)に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月

伊丹市

1 事業名

令和 7 年度伊丹市物価高騰対策支援事業（バニラ Visa ギフトカード配布管理等業務）

2 事業内容及び目的

米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、家計負担軽減を図ることを目的とし、令和 7 年 12 月 23 日において伊丹市の住民基本台帳に登録されている世帯（約 95, 500 世帯）を対象とし、各世帯へ「6,000 円×世帯人数」の金額がチャージされたバニラ Visa ギフトカード（以下、「ギフトカード」という）を支給する。

本要領は「令和 7 年度伊丹市物価高騰対策支援事業（バニラ Visa ギフトカード配布管理等業務）」の受託者を公募型プロポーザルで募集するにあたり、企画提案を行うために必要な手続きを定めたものである。

3 業務内容

業務内容詳細については、別添1「令和 7 年度伊丹市物価高騰対策支援事業（バニラ Visa ギフトカード配布管理等業務）仕様書」記載のとおりとする。

ただし、本公募は、令和 7 年度 12 月補正予算成立後、速やかに事業を開始するため、予算成立前に募集の手続きを行うものである。

のことから、令和 7 年度 12 月補正予算が成立しない場合、本公募は、無効となる。

また、予算案の減額があった場合は仕様書の変更をすることがある。予算減額があった場合には、契約候補者と協議を行う。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

5 提案上限額（事業規模）

提案価格は、以下に示す提案上限価格を超えてはならない。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すものである。

123,101千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 担当部署

伊丹市緊急経済対策事業推進班（市役所庁舎4階）

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電話：072-780-4777

電子メール：keizaitaisaku@city.itami.lg.jp

(担当:木村)

7 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しないこと。
- (7) 提案事業者は、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001またはJIS Q27001)等の第三者認証を取得していること。

8 スケジュール

日程については以下を予定している。

- (1) 公募開始 :令和7年12月19日(金)
- (2) 質問・参加申込締切 :令和7年12月26日(金)17時まで
- (3) 参加資格結果通知
及び質問回答 :令和8年1月8日(木)
- (4) 企画提案書受付締切 :令和8年1月14日(水)17時まで
- (5) 提案審査 :令和8年1月16日(金)
- (6) 結果通知 :令和8年1月20日(火)
- (7) 契約内容の最終調整 :令和8年1月20日~1月下旬
- (8) 契約締結 :令和8年1月下旬

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する疑義等については、受付期限内に以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期限 :令和7年12月26日(金)17時(必着)
- (2) 提出方法 :質問書(様式1)により、「6 担当部署」宛てにメールにて提出。
メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。
件名:令和7年度伊丹市物価高騰対策支援事業 質問(事業者名)
- (3) 回答日 :令和8年1月8日(木)
- (4) 回答方法 :参加申込書を提出する者すべてに回答するとともに市ホームページ

- ページに掲載。
- (5) 備考 :提出された質問書が、次の①～④に該当する場合、回答は行わない。
- ① 所定の様式「質問書(様式1)」を使用していない
 - ② 参加者名、質問の対象となる資料名・頁・項番等の記載がない
 - ③ 質疑以外(意見等)が記載されている
 - ④ 質問内容に参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある

10 企画提案参加・辞退について

(1) 参加申込時提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
参加申込書(様式2)	電子媒体1部
誓約書(様式4)	電子媒体1部 ※「7. 参加資格要件」(1)～(6)を満たすことを誓約する書類
プライバシーマーク等の第三者認証の認定書(写)	電子媒体1部 ※「7. 参加資格要件」(7)を証する書類
「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく誓約書(様式7)	電子媒体1部

(2) 提出期限等

提出期限:令和7年12月26日(金)17時(必着)

提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名:令和7年度伊丹市物価高騰対策支援事業 参加(事業者名)

(3) 企画提案参加資格の通知について

「7 参加資格要件」に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。審査結果は、令和8年1月8日(木)に参加申込書(様式2)に記載された電子メール宛に通知する。

(4) 参加申込後の辞退について

参加申込書を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。

提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名:令和7年度伊丹市物価高騰対策支援事業 辞退(事業者名)

11 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
---------	------------

企画提案確認書(様式5)	電子媒体1部
企画提案書(様式任意)	電子媒体1部
令和7年度伊丹市物価高騰対策支援事業 に係る価格見積書(様式6)	電子媒体1部

(2) 提出期限等

提出期限:令和8年1月14日(水)17時(必着)

提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

提出する際の件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名:令和7年度伊丹市物価高騰対策支援事業 企画提案(事業者名)

※各様式はPDFにて提出すること。

12 提案審査

提出された企画提案書に基づき、令和7年度伊丹市物価高騰対策支援事業プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)にて書面審査を行う。

(1) 実施日

令和8年1月16日(金)

提案事業者の出席は不要

(2) 實施方式

- ・ 別表(審査項目)に基づき、審査会において提案を審査する。
- ・ 価格及び提案内容を総合的に評価・採点を行った結果、最も得点の高かった者を優先交渉権者とする。
- ・ 審査点が同点の場合は、企画提案書等の内容の評価が高い者を優先交渉権者とする。

13 審査基準及び配点

次の審査基準及び配点に基づき、企画提案書等の内容及び提案価格を総合的に評価し、最も高い評価を得た提案事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。なお、応募者が1者の場合、企画提案内容に係る審査の結果、価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できたとき、その1者を優先交渉権者とする。

(1) 提案価格 10点／100点

(2) 企画提案書等の内容 90点／100点

(内訳)

項目	基準	配点
基礎項目	事業方針・スキーム	本業務の理解度は十分か
	セキュリティ関連認証取得状況	取得している認証の種別・内容等
	類似事業の実績	業務遂行にあたり有効な業務経験を有しているか
重点項目	企画	市にとって有益で独創的な内容が盛り込まれているか
	事業実施体制	業務を遂行するにあたり、十分な人員、期間、設備等を確保した実施体制となっているか 再委託を含む業務管理体制が確立されているか
	全体スケジュール	ギフトカード配布管理等、またコールセンター・窓口業務の運営について、十分に実現可能なスケジュールが組まれているか
	安全性	個人情報や金券等の取扱いの重要性を理解し、誤配布防止等の方策が示されているか。 また、セキュリティ対策は十分になされているか

14 審査結果

審査結果(順位・得点)については、令和8年1月20日(火)に各提案事業者宛に、メールで通知する。また、本市のホームページにて公表する。

15 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の作成形式、提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 見積書の金額が「5 提案上限額(事業規模)」に示した金額を超過しているとき。
- (3) 提案事業者が「7 参加資格要件」を満たしていないとき、または虚偽の申請により参加資格を得たとき。
- (4) 優先交渉権者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (5) 本業務の全部(または主たる部分)を第三者に委託する前提の提案が行われたとき。
- (6) 企画提案内容が、価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できなかったとき。

16 契約

(1) 契約内容

選考された優先交渉権者と本市の間で速やかに提案内容を確認する場を設け、協議するものとする。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 契約締結

詳細の協議が整い次第、すみやかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。その他の条件は、以下のとおり。

ア 支払いは、業務完了後の一括払いとする。

イ 契約保証金の取り扱いについては、伊丹市契約に関する規則(平成3年伊丹市規則第 37 号)第 24 条または第 25 条による。

ウ その他、必要な事項は別途協議するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 本プロポーザルに関して知り得た一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成、提出及び調査に要する一切の費用は、参加者、提案者及び候補者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。また、提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合があるが、そこで虚偽の回答をした場合も同様とする。
- (5) 提出書類は返却しないとともに、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出して

も、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。

- (7) 審査結果については、後日市ホームページで公表する。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出された企画提案書等は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。
- (9) 災害・感染症等不測の事態により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (10) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

以上